

## ○海部地区急病診療所組合出納員その他の会計職員に関する

### 規則

(平成14年8月30日)  
規則第4号

改正 平成19年8月23日 規則第4号  
平成19年8月23日 規則第5号

平成21年9月7日 規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第1項の規定により、会計管理者の権限に属する出納その他の会計事務の委任及び出納員以外の会計職員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

**第2条** 会計管理者の事務を補助させるため、出納員以外の会計職員として、次の職を置く。

分任出納員 現金取扱員 物品取扱員

(任命)

**第3条** 出納員及び前条の会計職員は、職員の中から会計管理者の意見を聞いて、管理者がこれを任命する。

(委任)

**第4条** 会計管理者の事務のうち、次に掲げるものを出納員に委任する。

- (1) 現金の出納及び保管
- (2) 物品の出納及び保管

(収納)

**第5条** 出納員及び分任出納員（以下「出納員等」という。）は、納入に係る書類を添えて現金の納付を受けたときは、領収印（別表）を押印した領収書を納付者に交付するとともに、納入に係る書類の所定欄に領収印を押印する。

(納入)

**第6条** 出納員等が受領した収納金は、納入通知書を添えて、できる限り速やかに会計管理者へ納入しなければならない。ただし、特別の事情により納入できないときは、会計管理者の承認を受けるものとする。

(支払)

**第7条** 出納員等は、現金を支出したときは、できる限り速やかに証拠書類他所定の書類を会計管理者に通知しなければならない。

(検査)

**第8条** 会計管理者は、定期又は随時に出納員等及び現金取扱員並びに物品取扱員の職務の執行状況を検査し、必要に応じ監督上の措置をとることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月23日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

**別表** (省略)